

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	環状通エルムトンネル非常用発電設備整備業務
発 注 課	建設局土木部道路設備課
選 定 事 業 者	(株) 明電エンジニアリング北海道支店
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)	
本業務にて整備を行う非常用発電設備については、(株) 明電舎が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、整備後も確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは(株) 明電舎のメンテナンス子会社である上記業者に限られるため、上記業者を特定し、随意契約とする。	
準 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2 第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）

決 定 日	令和 6 年 9 月 18 日
-------	-----------------